

「霊園開発は県条例違反」

楽野市に
市民団体
計画書差し戻し要求

楽野市渋沢の八国見

山南面区域に計画されている大規模霊園開発問題で、市民らでつくる自然保護グループは18日、事業者が市まちづくり条例に基づいて提出した上下水道整備などの計画書の差し戻しを求める要求書を古谷義幸市長に提出した。

「渋沢丘陵を考える会」「楽野の自然と環境を守る会」など4団体が出した要求書によると、公益財団法人「相模メモリアルパーク」(愛川町)は霊園(19

万88338平方メートル)のほか、駐車場4カ所(計8734平方メートル)

開設を計画している。

県の土地利用調整条例は、駐車場を含む付帯施設も霊園の事業区域になるとしている。

霊園と駐車場を合わせた面積は20万7572平方メートルで、同条例が民間による霊園開発で認めている20万平方メートルを超えているため、計画そのものが条例に違反していることになると。

要求書は「事業者が収益上、県条例の上限の20万平方メートル以内に墓地建設を計画したため、区域内に所定の駐車場を設置できなくなった」と指摘。市まちづくり条例に基づい

て行われている市と事業者による事前協議などの一切の手続きを打ち切って、計画書を差し戻すか事業者に取り下げを指導するよう求めた。

県は同条例に基づき、昨年1月28日に霊園の林地開発計画の適否を審査する関係10課

による幹事会を開き、開発行為を認めることを決めた。「渋沢丘陵を考える会」のメンバーは「幹事会で、霊園の計画地外に設けられる駐車場を事業区域としなかったことは、事業者への明らかな便宜供与であり、県自身が条例に違反したことになる。当然、開発行為の許可は無効で、市が同計画書を差し戻すことは常識をまたない」としている。【高橋和夫】